

京 都 大 学 大 学 院 地 球 環 境 学 舎 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 入学候補者の決定は、学舎会議で行う。</p> <p>第3 転学、転部及び転専攻</p> <p>第4条 通則第40条第1項の規定により本学舎に転学又は転部を志望する者には、学舎会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 本学舎学生で転専攻を志望する者には、学舎会議の議を経て、許可することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>第2の2 長期履修</p> <p><u>第3条の2 通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、学舎会議の議を経て、許可することがある。</u></p> <p>第3 転学、転部及び転専攻</p> <p>第4条 }                  (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年10月1日から施行する。</p>